

質問書に対する回答

(契約件名) 千葉工事事務所管内 道路構造概略検討

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	技術提案書	技術提案書の作成にあたり、閲覧資料の図面を説明資料（位置図）として使用することは可能でしょうか。	技術提案書の作成にあたり、閲覧資料の図面を使用することは可能です。